

議第 1 号

専決処分の承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成 29 年 2 月 20 日

近江八幡市長 富士谷 英 正

専決処分の承認を求めることについて

次の事件については、緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

記

平成 28 年度近江八幡市一般会計補正予算（第 7 号）

平成28年度近江八幡市一般会計補正予算（第7号）

次のとおり平成28年度近江八幡市一般会計補正予算（第7号）を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

平成29年 1 月13日

近江八幡市長 富士谷 英 正

平成28年度 近江八幡市一般会計補正予算（第7号）

平成28年度近江八幡市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 600,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 35,863,650 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16 寄附金		1,020,513	400,000	1,420,513
	1 寄附金	1,020,513	400,000	1,420,513
17 繰入金		2,430,676	200,000	2,630,676
	2 基金繰入金	2,430,676	200,000	2,630,676
歳入合計		35,263,650	600,000	35,863,650

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		5,808,431	600,000	6,408,431
	1 総務管理費	5,172,904	600,000	5,772,904
歳 出 合 計		35,263,650	600,000	35,863,650

提案理由

税制度の関係により年末に向けて急増するふるさと応援寄附金について、総務費において、ふるさと応援事業で寄附に対する積立を行うとともに、寄附者に対する報償費を追加し、これらの財源については、寄附金及び繰入金を充当したものである。

以上専決事件（予算1件）について、緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため、議会の承認を得たく本議案を提出するものである。